新居浜工業高等専門学校退学者の再入学に関する規則

平成8年3月27日規則第5号最終改正 平成29年3月3日

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第24条第2項に基づき新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)を退学した者の再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

- 第2条 本校退学者で、勉学の意志が強固で再入学を希望する者とする。ただし、次の各号 に掲げる者は除くものとする。
 - (1) 再入学を希望する年度の前年度に退学した者
 - (2) 学則第36条による退学者

(出願手続)

第3条 再入学を出願する者は、検定料を添え、再入学年度の開始日1か月前までに、校長 に再入学願書を提出しなければならない。

(再入学許可)

- 第4条 校長は、前条の出願手続きをした者について、再入学試験等により選考を行い、選 考の結果合格し、所定の期日までに入学料を納付した者に対し、再入学を許可する。
- 2 再入学を許可する学科及び学年は、次のとおりとする。
 - (1) 学科は、退学時に在籍していた学科とする。
 - (2) 学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は1年上位の学年とし、再入学試験の結果及び退学時の修得単位を勘案して決定する。
- 3 再入学を許可した学生の在学年限は、再入学前の在学期間を通算し、学則第2条の2に 定める期間とする。ただし、同条第3項に定める同一学年の在学年数は、再入学を許可し た年を1年目とする。

(誓約書の提出)

- 第5条 再入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を提出しなければならない。 (再入学の時期)
- 第6条 再入学の時期は、学年の始めとする。

附則

- この規則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年3月20日から適用する。 附 則
- この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

- この規則は、平成13年10月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。 附 則(平成29年3月3日 一部改正)
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。